

公の施設の見直し方針の進捗状況等

資料2-1

施設所管課:環境生活部自然保護課

(1)施設名	千葉県行徳野鳥観察舎				
(2)施設所在地	市川市福栄4-22-11				
(3)設置年月日	昭和54年12月26日				
(4)面積 (㎡)	建築面積 321.51㎡	延床面積 605.78㎡	敷地面積 1,320.88㎡		
(5)設置目的	県民へ自然に親しみつつ野鳥の生態に触れる機会を提供することにより、県民の教養及びレクリエーションに資する。				
(6)主な事業内容	○ 野鳥を観察するための施設の提供 ○ 野鳥に関する資料の提供 ○ その他野鳥観察舎の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務				
(7)運営形態	■ 県直営 (H27年度から) □ 指定管理者制度 ※H26年度までは指定管理者制度				
(8-1)利用者数 (人)	H23年度 12,489	H24年度 11,407	H25年度 9,897	H26年度 12,885	【算出方法】 記帳者数
(8-2)学校、ボーイスカウト等の利用	H23年度 30	H24年度 37	H25年度 29	H26年度 36	【算出方法】 来場前に連絡があった団体
※県直営施設のみ (9)職員数 (人)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
うち正規職員					
うち嘱託職員					
※県直営施設のみ (10)施設運営費 (千円)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
うち人件費					
うち維持補修費					
※指定管理施設のみ (11)指定管理料 (千円)	H23年度 22,129	H24年度 21,995	H25年度 21,995	H26年度 22,623	
下段:上記以外の管理運営費(維持補修費など)					
※指定管理施設のみ (12)指定管理期間	平成24年度～平成26年度				
※該当施設のみ (13)利用料金収入(千円)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
※該当施設のみ (14)使用料等収入(千円)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
(15)設置目的に関する事項	※運営実態が設置目的を満たしているかについての認識、設置時に想定しなかった社会情勢等の変化による設置目的への影響等を記載 自然に親しみつつ野鳥の生態に触れる機会を提供するために、観察用望遠鏡や野鳥に関する図書や展示を備え、観察舎からの観察指導や野外観察会を開催しており、年間約1万人の利用があることから、設置目的を満たしていると認識している。 また野鳥だけでなく、隣接する行徳湿地における湿地保全作業及び併設の野鳥病院における傷ついた野鳥の救護活動の紹介、湿地内作業のボランティア体験、環境学習講座の開催等により、環境学習の場にもなっている。				
(16)市町村や民間等との役割分担に関する事項	市町村・国の類似施設の有無 ■有 □無 民間・NPO等の類似施設の有無 □有 ■無 ※有の場合、県の施設と当該施設の機能等の相違を記載 習志野市:谷津干潟自然観察センター 我孫子市:鳥の博物館 近隣市にも、野鳥観察や環境学習が可能な施設はあるが、見られる野鳥の種類や環境保全の取り組みは各地域ごとに特性があるため、行徳湿地に隣接する野鳥観察舎で観察や環境学習を行える事の意義は高い。				
	※広域利用に関する実態を記載 利用者の大半が地元の市川市からの来訪であるものの、次いで多いのは県外で、海外からの来訪もある。 H24～H26年度の傾向(記帳から集計) 市川市 70%前後 県外 14%前後 (主に東京、神奈川) 船橋・浦安 7～11% その他県内 5%前後 不明 3～6%				

※県直営施設のみ (17)運営形態に関する事項	指定管理者制度の導入について ☒ 可能性あり ☐ 不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載 地方独立行政法人化について ☐ 可能性あり ☒ 不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載
(18)他都道府県の状況	※他自治体(近県)における類似施設の設置状況、運営形態等を記載 東京都 東京港野鳥公園 指定管理 葛西臨海公園鳥類園 公園の指定管理者から鳥類園管理を委託 神奈川県 自然環境保全センター 直営 ※野生動物の保護管理全般 埼玉県 埼玉県自然学習センター 指定管理 ※自然学習、環境教育全般 群馬県 群馬県野鳥の森 指定管理
(19)課題	※大規模修繕等の必要性等ハード面 ①耐震強度が不足しており耐震改修が必要なこと。 ②建築後36年が経過しているため老朽化が進み、大規模修繕が必要なこと。 ③バリアフリー化(エレベーターがない等) ※利用実績の低下等ソフト面 利用者はほぼ横ばい
(20)改善方針・経緯	※上記についてハード面の改善方針及び現在までの取組を記載 公の施設の見直し方針の決定及び県が平成27年度に策定する予定の「千葉県公共施設等総合管理計画」や同計画策定後、速やかに策定されることとなっている「個別施設計画」により、今後の方針が決定される。 ※上記についてソフト面の改善方針及び現在までの取組を記載(集客努力、サービス向上への取組など) 四季を取り入れた観察会や夏休み体験ボランティア、環境学習講座等、様々な企画により多様なニーズに応えるよう努めている。
(21)県の関与等の必要性	市町村・民間移譲の可能性 ☐ 有 ☒ 無 ※上記の理由を記載 市と移譲に向けた協議を実施したが、市に引き受ける意向はみられない。 統廃合の可能性 ☐ 有 ☒ 無 ※上記の理由を記載 統廃合する類似施設が無い。
(22)公の施設の見直し方針	※平成24年3月に策定した公の施設の見直し方針の内容 【施設のあり方検討】 移譲に向けて市と協議を進め、次期指定管理期間中に方向性を決定する。
(23)見直し方針の進捗状況	市と移譲に向けた協議を実施したが、市に引き受ける意向はみられない。
(24)新見直し方針(案)	【施設のあり方検討】 施設に隣接する行徳湿地は、今後も県が管理を継続していくが、野鳥観察舎については、広域的な利用の観点や老朽化等の問題から、県施設として維持する必要性が低いため、廃止する方向で検討を行う。

千葉県行徳野鳥観察舎の概要

1 設置目的

千葉県行徳野鳥観察舎は、県民へ自然に親しみつつ野鳥の生態に触れる機会を提供することにより、県民の供用及びレクリエーションに資することを目的として千葉県が設置した施設です。

2 設置年月日

昭和54年12月26日開館（千葉県行徳野鳥観察舎設置管理条例施行）

3 所在地

市川市福栄4-22-11



- ・東西線南行徳駅から
バス7分後徒歩10分
または徒歩25分
- ・京葉線新浦安駅から
バス10分後徒歩10分
- ・東西線行徳駅から
徒歩25分



4 施設概要

竣 工 昭和 54 年 11 月 10 日（築 36 年）

工 事 費 93,180 千円

構 造 鉄骨造り 3 階建て

延床面積 605.78 m²



3 階 観察室

2 階 観察室

図書室

事務室・控室

トイレ

（男性用・

女性用）

1 階 展示室

視聴覚室

トイレ

（男性用・

女性用・

身障者用）

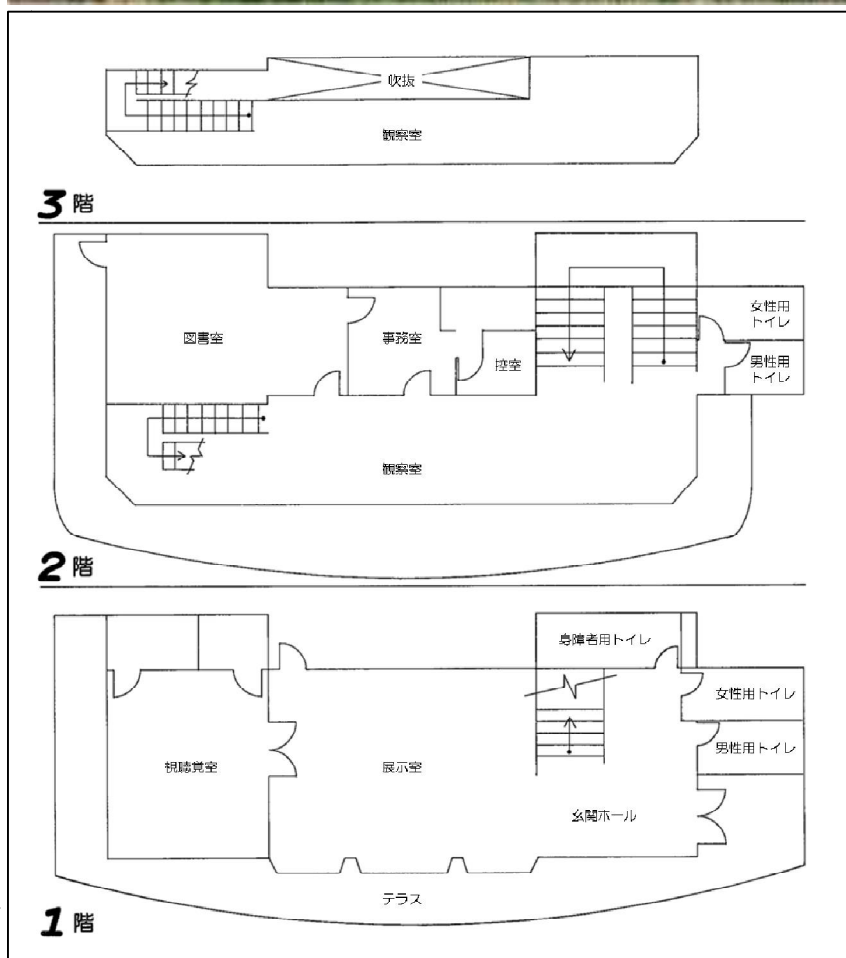
身障者用駐車場

観察舎横に 1 台分

一般駐車場

観察舎から徒歩 5 分

約 15 台分



5 主な事業内容

○野鳥を観察する施設の提供

- ・ 2F、3F の観察スペースから、
行徳湿地を一望できる。
合計 44 台の望遠鏡を備え、
学校 1 クラス全員で観察可能。



スタッフによる観察レクチャーの他、
観察のてびき等を各望遠鏡に用意。

○野鳥に関する資料の提供

- ・ 野鳥に関する図書の閲覧
- ・ 剥製やバードカービング等を展示
企画展示として写真展等を開催



○その他の事業

- ・ 隣接する湿地を利用した観察会
年間約 60 回開催
- ・ 湿地内作業のボランティア体験
年間約 12 回開催
- ・ 環境学習講座
年間約 15 回開催



※湿地は、鳥類の生息環境の保全と利用者の安全のため、
通常は立入を制限している。

6 運営形態

- ・ 平成 27 年度から千葉県直営
管理運営業務を NPO 法人行徳野鳥観察舎友の会へ委託
その他、清掃、機械警備、樹木剪定、建物点検等を各業者へ委託
- ・ 平成 18 年度から平成 26 年度までは指定管理者制度
指定管理者：市川市

※昭和 51 年 1 月から平成 17 年度末までは、市川市へ業務委託

※湿地は公の施設ではないため、湿地管理業務は野鳥観察舎とは別途委託。

平成 27 年度：NPO 法人行徳野鳥観察舎友の会

昭和 51 年～平成 26 年度：市川市

7 耐震診断の結果と休館について

平成 27 年 6 月から 10 月末まで実施した耐震診断の結果を受け、
平成 27 年 12 月 28 日から休館中。

8 新見直し方針（案）の公表後に千葉県へ寄せられたご意見等

（平成 28 年 1 月 18 日現在）

- ・ 「行徳野鳥観察舎の再開と存続を求める」署名簿：6,411 名分
- ・ 千葉県ホームページや電話等へいただいたご意見、ご提案：196 件
- ・ 「行徳野鳥観察舎存続を求める要望書」等、要望書：6 件

○主なご意見（抜粋）

- ・ 野鳥観察舎は、子どもたちが身近な野生動物である鳥たちに親しむ心を持ったり、小動物を大切に作る気持ちを育てるための重要な施設だと思います。
- ・ 3 階から見える保護区の全景は、そこに息づく生態系について一望できる格好の教材です。
- ・ 行徳鳥獣保護区の利用において、野鳥観察舎は、トイレはもちろんの事、雨、雷からの緊急避難、熱中症予防など安全面からも欠かすことの出来ない施設です。
- ・ ボランティアが野鳥観察舎を拠点に環境の維持管理作業を行っており、その拠点である野鳥観察舎を閉鎖すれば保護区の土地が残っていても生物多様性が失われてしまいます。
- ・ 観察舎がなくても保護区だけがあればいいだろうと思われるかもしれませんが、しかし、湿地保全には人が集うことのできる施設が必要です。
- ・ 耐震不足はわかりますが、補強して再開は出来ないのですか？ もし、それも出来ないようなら今より小さな規模でも良いので無くさないでください。

[ホーム](#) > [環境・まちづくり](#) > [環境](#) > [三番瀬再生](#) > [三番瀬ホームページ](#) > [三番瀬に関連する施設](#) > [行徳野鳥観察舎](#) > 千葉県行徳野鳥観察舎の休館について

報道発表案件

更新日：平成27(2015)年12月10日

千葉県行徳野鳥観察舎の休館について

発表日：平成27年12月10日

環境生活部自然保護課

電話：043-223-2975

行徳野鳥観察舎は、野鳥の生態に触れる機会を県民に提供することなどを目的として昭和54年に開館し、36年間にわたって野鳥観察の場、環境学習の場としてご利用いただいておりますが、耐震診断の結果を受け、利用者の安全を考慮し、平成27年12月28日から休館することとなりましたのでお知らせします。

行徳野鳥観察舎の概要

- 所在地：
市川市福栄4-22-11
- 構造・規模等：
鉄骨造3階建、延べ床面積605.78平方メートル
- 竣工：
昭和54年
- 耐震診断結果：
最小IS値（構造耐震指標値）0.11

IS値については、「平成18年国土交通省告示第184号」において評価基準が示されており、IS値が0.6以上の場合、要求される耐震性能を有し、IS値が0.6未満の場合、耐震性能が低く、補強の必要性があると評価されます。

今後の対応

- 平成27年12月28日から休館とし、今後については、現在千葉県行政改革審議会に諮問されている公の施設の見直し方針等の結論も踏まえて検討していきます。
- なお、行徳野鳥観察舎に隣接する行徳湿地での野外観察会や観察舎に併設の傷病鳥収容施設（野鳥病院）における傷ついた野鳥の救護活動については、行徳野鳥観察舎の休館後も継続します。

よくある質問

- [県政へのご意見のページ](#)

お問い合わせ

所属課室：[環境生活部自然保護課](#)鳥獣対策班

電話番号：043-223-2936

ファックス番号：043-225-1630

[メールでお問い合わせ](#)